

広島県幼保連携型認定こども園設置認可基準（案）と幼稚園・保育所の設置認可基準との比較表

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所
設置者	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体，学校法人 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体，学校法人，社会福祉法人 	
学級の編成	<ul style="list-style-type: none"> 35人以下/1学級の学級 各学級に，専任の教諭等を1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の園児について，35人以下/1学級 各学級に専任の保育教諭等を1人以上 	
定員			<ul style="list-style-type: none"> 20人以上
職員	<p>①必置職員 園長，教諭，学校医※，学校歯科医※，学校薬剤師※ ※ 医師，歯科医又は薬剤師から任命又は委嘱</p> <p>②例外的に置かないことができる職員 教頭</p> <p>③置くように努める職員 養護教諭等，事務職員</p>	<p>①必置職員 園長，保育教諭，学校医※，学校歯科医※，学校薬剤師※ ※ 医師，歯科医又は薬剤師から任命又は委嘱</p> <p>②例外的に置かないことができる職員 調理員</p> <p>③置くように努める職員 副園長又は教頭，養護教諭等，事務職員</p>	<p>①必置職員 保育士，嘱託医※ ※ 医師，歯科医又は薬剤師から任命又は委嘱</p> <p>②例外的に置かないことができる職員 調理員</p>

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所																
職員の数		<table border="1"> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上 満4歳未満</td> <td>20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上 満3歳未満</td> <td>6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>3人につき1人</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 職員数は、上表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数 満4歳以上及び満3歳以上4歳未満の園児に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数が当該員数 	満4歳以上	30人につき1人	満3歳以上 満4歳未満	20人につき1人	満1歳以上 満3歳未満	6人につき1人	満1歳未満	3人につき1人	<table border="1"> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上 満4歳未満</td> <td>20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上 満3歳未満</td> <td>6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満</td> <td>3人につき1人</td> </tr> </table>	満4歳以上	30人につき1人	満3歳以上 満4歳未満	20人につき1人	満1歳以上 満3歳未満	6人につき1人	満1歳未満	3人につき1人
満4歳以上	30人につき1人																		
満3歳以上 満4歳未満	20人につき1人																		
満1歳以上 満3歳未満	6人につき1人																		
満1歳未満	3人につき1人																		
満4歳以上	30人につき1人																		
満3歳以上 満4歳未満	20人につき1人																		
満1歳以上 満3歳未満	6人につき1人																		
満1歳未満	3人につき1人																		
園舎	<ul style="list-style-type: none"> 園舎は原則2階建以下。 保育室、遊戯室、便所は原則1階に設置 園舎及び運動場は、同一敷地内又は隣接する位置に設置 園舎の面積は、学級数に応じ、次のいずれか <table border="1"> <tr> <td>1学級の場合</td> <td>180 m²</td> </tr> <tr> <td>2学級以上の場合</td> <td>320+100×(学級数-2) m²</td> </tr> </table>	1学級の場合	180 m ²	2学級以上の場合	320+100×(学級数-2) m ²	<ul style="list-style-type: none"> 園舎は原則2階建以下。 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は原則1階に設置 園舎及び園庭は、同一敷地内又は隣接する位置に設置 園舎の面積は、次の①②の面積を合算した面積以上 <p>① 学級数に応じ、次のいずれか</p> <table border="1"> <tr> <td>1学級の場合</td> <td>180 m²</td> </tr> <tr> <td>2学級以上の場合</td> <td>320+100×(学級数-2) m²</td> </tr> </table> <p>② (満2歳未満の園児×3.3) + (満2歳の園児×1.98) m²</p> <p>【国基準】</p> <p>(満2歳未満の園児のうちほふくしないもの×1.65) m²</p> <p>(満2歳未満の園児のうちほふくするもの×3.3) m²</p>	1学級の場合	180 m ²	2学級以上の場合	320+100×(学級数-2) m ²	<ul style="list-style-type: none"> 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室は原則1階に設置 								
1学級の場合	180 m ²																		
2学級以上の場合	320+100×(学級数-2) m ²																		
1学級の場合	180 m ²																		
2学級以上の場合	320+100×(学級数-2) m ²																		

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所								
園庭等	<<運動場>> ・ 運動場の面積は、学級数に応じ、次のいずれか <table border="1"> <tr> <td>2学級以下の場合</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上の場合</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$</td> </tr> </table>	2学級以下の場合	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$	3学級以上の場合	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$	<<園庭>> ・ 園庭の面積は、次の①②を合算した面積以上 ① 次のア・イの面積のいずれか大きい面積 ア 学級数に応じ、次のいずれか <table border="1"> <tr> <td>2学級以下の場合</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上の場合</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$</td> </tr> </table> イ (満3歳以上の園児 $\times 3.3$) m^2 ② (満2歳以上満3歳未満の園児 $\times 3.3$) m^2 以上	2学級以下の場合	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$	3学級以上の場合	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$	<<屋外遊戯場>> ・ 満2歳以上の幼児 $\times 3.3 \text{ m}^2$
2学級以下の場合	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$										
3学級以上の場合	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$										
2学級以下の場合	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1) \text{ m}^2$										
3学級以上の場合	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3) \text{ m}^2$										
施設	①備えなければならない施設 職員室・保健室、保育室・遊戯室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備、運動場（同一の敷地内又は隣接する位置） ②備えるように努める施設 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、給食施設、図書室、会議室	①備えなければならない施設 職員室、乳児室又はほふく室 _{*1} 、保育室・遊戯室 _{*2} 、保健室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備、園庭（同一の敷地内又は隣接する位置） ※1 満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合 (満2歳未満の園児 $\times 3.3$) m^2 以上 【国基準】 (満2歳未満の園児のうちほふくしないもの $\times 1.65$) m^2 (満2歳未満の園児のうちほふくするもの $\times 3.3$) m^2 2 (満2歳以上の園児 $\times 1.98$) m^2 以上 ②例外的に備えないことができる施設 調理室 ③備えるように努める施設 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室	①備えなければならない施設 乳児室又はほふく室 _{*1} 、保育室又は遊戯室 _{*2} 、医务室、便所、屋外遊戯場 ※1 (満2歳未満の園児 $\times 3.3$) m^2 以上 2 (満2歳以上の園児 $\times 1.98$) m^2 以上 ②例外的に備えないことができる施設 調理室								

	幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所
教育及び保育を行う期間及び時間	≪教育を行う期間≫ ・ 毎学年の教育週数は 39 週以上	≪教育及び保育を行う期間及び時間≫ ・ 毎学年の教育週数は 39 週以上 ・ 教育に係る標準的な一日当たりの時間は、4 時間 ・ 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、一日につき 8 時間	
その他		・ 子育て支援事業の実施 ・ 子ども・子育て審議会にて認可の調査審議	